

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
日曜、
祭日、
休日、
の翌日
から翌
日の翌
日)

目次
◇規 則 鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則

規 則

鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年四月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十四号

鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則

鳥取県地方機関等事務決裁規則（昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二土木出張所長の項第一号中「県が施行する都市改造事業」を「治水ダム建設事業及び県が施行する都市改造事業」に改める。

別表第二土木出張所長の項第五号を削り、第五号の二を第五号とする。
別表第二土木出張所長の項第十号及び第十一号を次のように改める。

十及び十一 削除

別表第二土木出張所長の項第三十一号中「第三十二号」の下に「から第三十四号まで」を加え、同表同項第三十三号（中）「（鳥取土木出張所の管轄区域内に係るものを除く。以下この号及び第三十四号において同じ。）を削る。」

別表第二土木出張所長の項の次に次のように加える。

倉吉土木出張所長

- 一 請負契約の対象となる部分に係る設計金額（以下倉吉土木出張所長の項において「請負対象設計金額」という。）が百万円未満の営繕工事（特殊な技術を必要とする工事を除く。以下倉吉土木出張所長の項において同じ。）に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行及び入札行為の委任の承認並びに落札者の決定
- 二 鳥取県建設工事執行規則別記建設工事請負契約約款（以下この号及び第三号において「契約約款」という。）第三条の規定による金銭保証人の承認のうち請負対象設計金額が百万円未満の営繕工事に係るものの承認

- 三 契約約款第三条第二項の規定による工事完成保証人の承認のうち請負対象設計金額が百万円未満の営繕工事に係るものの承認

米子土木出張所長

- 一 請負契約の対象となる部分に係る設計金額(以下米子土木出張所長の項において「請負対象設計金額」という。)が三百万円未満の営繕工事(特殊な技術を必要とする工事を除く。以下米子土木出張所長の項において同じ。)の起工の決定及び当該起工の決定をした営繕工事に係る設計の変更(根雨土木出張所の管轄区域内に係るものを含む。以下米子土木出張所長の項において同じ。)
- 二 請負対象設計金額が三百万円未満の営繕工事に係る予定価格の決定
- 三 請負対象設計金額が三百万円未満の営繕工事の指名競争入札に参加することのできる者の決定
- 四 請負対象設計金額が三百万円未満の営繕工事に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行及び入札行為の委任の承認並びに落札者の決定
- 五 請負対象設計金額が三十万円未満の営繕工事に係る請負契約を随意契約の方法により締結することの決定
- 六 随意契約の方法により請負契約を締結する営繕工事のうち請負対象設計金額が三十万円未満のもの並びに第四号の規定による一般競争入札又は指名競争入札を再度入札に付し落札者が不在場合に当該入札

者のうちから決定するものに係る見積者及び契約の相手方の決定

- 七 請負対象設計金額が三百万円未満の営繕工事に係る一般競争入札若しくは指名競争入札の入札保証金又は請負契約の契約保証金の免除
- 八 請負対象設計金額(請負契約の締結後において、請負対象設計金額を変更した場合は、当初の請負対象設計金額。以下米子土木出張所長の項において同じ。)が三百万円未満の営繕工事に係る請負契約書及び請負変更契約書の作成
- 九 鳥取県建設工事執行規則別記建設工事請負契約約款に基づく知事の権限に属する事務のうち営繕工事に係るもので次に掲げるもの
 - (一) 第一条第二項の規定による図面と仕様書の交互符合しない等の場合の協議のうち請負対象設計金額が三百万円未満の工事に係るものの協議
 - (二) 第一条第三項の規定による工程表の承認のうち請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係るものの承認
 - (三) 第三条の規定による金銭保証人の承認のうち請負対象設計金額が三百万円未満の工事に係るものの承認

- 四 第三条第二項の規定による工事完成保証人の承認のうち請負対象設計金額が三百万円未満の工事に係るものの承認
- 五 第六条第二項の規定による下請負者の変更の請求のうち請負対象設計金額が三百万円未満の工事に係るものの変更の請求
- 六 第八条第一項の規定による監督員の選任のうち請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係るもの選任
- 七 第十五条第一項の規定による工事の一時中止及び工事の一時中止に伴う工期の変更の協議のうち請負対象設計金額が三百万円未満の工事に係るもの協議
- 八 第十六条の規定による工期の延長のうち請負対象設計金額が三百万円未満の工事に係るもの延長
- 九 第二十二条第二項の規定による工事の完成の検査のうち請負対象設計金額が三百万円未満の工事に係るもの検査
- 十 第二十三条第二項の規定による請負代金の支払のうち請負対象設計金額が三百万円未満の工事に係るもの支払い

- 十一 第二十四条第一項の規定による工事の一部の完成の検査及び検査の合格部分の使用のうち請負対象設計金額が三百万円未満の工事に係るもの検査及び合格部分の使用
- 十二 第二十五条第一項の規定による請負代金の前払いのうち請負対象設計金額が三百万円未満の工事に係るもの前払い
- 十三 第二十六条第一項の規定による工事の出来高の検査
- 十四 第二十六条第二項の規定による請負代金の部分払いのうち請負対象設計金額が三百万円未満の工事に係るもの部分払い
- 十五 第三十条第二項の規定による工事の出来形部分の検査のうち請負対象設計金額が三百万円未満の工事に係るもの検査
- 十六 契約の対象となる部分の設計金額が五十万円未満の営繕工事に係る土地、水面等の測量及び調査の執行
- 十七 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第三百三十一条の第二項の規定による計画道路を前面道路とみなす建築物の認定
- 十八 住宅金融公庫法(以下この号及び第十三号におい

尾
厶
建
設
事
務
所
長

一 工事費が三百万円未満の土木工事（治水ダム建設事業に係る土木工事に限る。以下尾際治水ダム建設事務所長の項において同じ。）の起工の決定及び当

別表第二中空港事務所長の項の次に次のように加える。

- て「法」という。）第二十三条第一項の規定による公庫からの受託業務のうち次に掲げるもの
 - (一) 法第一七条第九項に規定する産業労働者住宅資金融通法（昭和二十八年法律第六十三号）の規定による産業労働者住宅を建設するための資金の貸付けに係る工事の審査
 - (二) 法第十七条第十項に規定する中高層耐火建築物等を建設するための資金の貸付けに係る工事の審査
 - 三 法第二十三条第七項の規定により公庫から委託を受けた雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第一百六号）第十九条第三項に規定する労働者住宅を設置するための資金の貸付けに係る工事の審査
 - 四 公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二十六条第一項の規定による公営住宅の事業主体に対する指導監督のうち工事の執行に係る実地検査（工事の竣工に係るものを除く。）

- 該起工の決定をした土木工事に係る設計の変更で変更前の設計金額の五割をこえない範囲内の設計の変更（国庫補助金又は国庫負担金の交付の対象となる工事で設計の変更について主務大臣の承認を必要とするものに係る設計の変更を除く。）
- 二 請負契約の対象となる部分に係る設計金額（以下尾際治水ダム建設事務所長の項において「請負対象設計金額」という。）が三百万円未満の土木工事に係る予定価格の決定
- 三 請負対象設計金額が三百万円未満の土木工事に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行及び入札行為の委任の承認並びに落札者の決定
- 四 随意契約の方法により請負契約を締結する土木工事のうち第三号の規定による一般競争入札又は指名競争入札を再度入札に付し落札者がない場合に当該入札者のうちから決定するものに係る見積者及び契約の相手方の決定
- 五 請負対象設計金額が三百万円未満の土木工事に係る一般競争入札若しくは指名競争入札の入札保証金又は請負契約の契約保証金の免除
- 六 請負対象設計金額（請負契約の締結後において、請負対象設計金額を変更した場合は、当初の請負対

象設計金額。以下尾際治水ダム建設事務所長の項において同じ。)が三百万円未満の土木工事に係る請負契約書及び請負変更契約書の作成

七 鳥取県建設工事執行規則別記建設工事請負契約約款に基づく知事の権限に属する事務のうち土木工事に係るもので次に掲げるもの

(一) 第一条第二項の規定による図面と仕様書の交互符合しない等の場合の協議のうち工事費が三百万円未満の工事に係るものの協議

(二) 第一条第三項の規定による工程表の承認のうち請負対象設計金額が五千万円未満の工事に係るものの承認

(三) 第三条の規定による金銭保証人の承認のうち請負対象設計金額が三百万円未満の工事に係るものの承認

(四) 第三条第二項の規定による工事完成保証人の承認のうち請負対象設計金額が三百万円未満の工事に係るものの承認

(五) 第六条第二項の規定による下請負者の変更の請求のうち請負対象設計金額が三百万円未満の工事に係るものの変更の請求

(六) 第八条第一項の規定による監督員の選任

(出) 第十五条第一項の規定による工事の一時中止及び

工事の一時中止に伴う工期の変更の協議のうち工事費が三百万円未満の工事に係るものの協議

(ハ) 第十六条の規定による工期の延長のうち工事費が三百万円未満の工事に係るものの延長

(カ) 第二十二条第二項の規定による工事の完成の検査のうち請負対象設計金額が百万円未満の工事に係るものの検査

(キ) 第二十三条第二項の規定による請負代金の支払いのうち請負対象設計金額が三百万円未満の工事に係るもの支払い

(ク) 第二十五条第一項の規定による請負代金の前払いのうち請負対象設計金額が三百万円未満の工事に係るもの前払い

(ケ) 第二十六条第一項の規定による工事の出来高の検査のうち請負対象設計金額が五千万円未満の工事に係るもの検査

(コ) 第二十六条第二項の規定による請負代金の部分払いのうち請負対象設計金額が三百万円未満の工事に係るもの部分払い

(カ) 第三十条第二項の規定による工事の出来形部分の検査のうち請負対象設計金額が百万円未満の工

事に係るものの検査

八 契約の対象となる部分の設計金額が五十万円未満の土木工事に係る土地、水面等の測量及び調査の執行

九 予定価格が百万円未満の工用材料の購入並びに予定価格が五十万円未満の機械及び器具の購入、借入れ及び修繕

十 土木工事の施行のための土地の取得及び使用並びに地上権、地役権その他土地に関する所有権以外の権利、鉱業権、温泉を利用する権利並びに立木、建物その他土地に定着する物件の所有権及び所有権以外の権利の取得、使用及び消滅並びに損失の補償に係る契約の締結

別表第四土木出張所長の項を次のように改める。

土木出張所

長

請負契約の対象となる部分に係る設計金額（以下土木出張所長の項において「請負対象設計金額」という。請負契約の締結後において、請負対象設計金額を変更した場合は、当初の請負対象設計金額）が三百万円以上の土木工事（治水ダム建設事業及び県が施行する都市改造事業に係る土木工事を除く。）に係る請負契約書及び請負変更契約書の作成

倉吉土木出張所長

一般競争入札又は指名競争入札の方法により請負契約を締結する営繕工事（特殊な技術を必要とする営繕工事を除く。）のうち請負契約の対象となる部分に係る設計金額が百万円未満のものに係る請負契約書の作成

附則

この規則は、公布の日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】